

一般社団法人かながわ土地建物保全協会情報セキュリティポリシー

情報セキュリティポリシー(以下「本ポリシー」という。)は、一般社団法人かながわ土地建物保全協会(以下「当協会」という。)が保有する情報資産を適正に管理することを重要な経営課題として認識し、情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するために、情報セキュリティ対策に関する基本方針を定めるものとする。

1 基本理念

当協会は、安全・安心でより豊かな住環境サービスを提供していくことが社会的使命であることを十分に認識し、保有する情報資産を厳格に取り扱うとともに、情報流出リスクなどに対して、常に適切な防御措置を持続的に講じることにより、入居者様並びに関係機関等の信頼を得るよう努めてまいります。このため、当協会は、本ポリシーを社内外に公表するとともに、「個人情報保護の基本方針(別掲)」の遵守と併せて、これに従うことを宣言する。

2 対象範囲

本ポリシーは、当協会の本部及び各サービスセンターを対象範囲とし、本ポリシーが適用する情報資産は、当協会の事業活動において入手及び知り得た情報、並びに当協会が業務上保有する全ての情報とし、この情報資産の取扱い、管理に携わる当協会の全役職員、当協会の情報資産を取扱う業務委託先及びその従業員が遵守することとする。

3 情報セキュリティ管理体制

- (1) 当協会は会長が指名する役員1名を統括情報管理責任者(以下「統括責任者」という。)に任命する。
- (2) 統括責任者を委員長とする「情報セキュリティ委員会」(以下「委員会」という。)を組織する。
委員長は、本部の各部長及び各サービスセンター所長を情報管理責任者(以下「責任者」という。)に任命し、情報資産管理体制の維持及び職員教育を任務とさせる。
- (3) 委員会は定期的に開催し、全社レベルでの情報セキュリティ管理状況の把握と、リスク分析に従った強固なセキュリティ対策を迅速に実施できる体制を維持する。

4 情報セキュリティに関する社内規程の整備

当協会は、本ポリシーに基づいた社内規程を整備し、情報資産を適切に管理するための明確な方針及び規範を社内に周知徹底する。

5 情報セキュリティ対策の実施

当協会は、情報資産に係る不正アクセス、破壊、流出及び改ざんなどの脅威から情報資産を保護するため、物理的対策、技術的対策、運用的対策及び管理的・人的対策を実施する。

特に、情報セキュリティが侵害される事象が発生した場合には、早期にその復旧、解決にあたり、入居者様並びに関係機関等に対し高い信頼性及び継続性を確保した事業運営を徹底する。

6 情報セキュリティ教育の実施

当協会は、全役職員に対して、情報セキュリティ・リテラシー(※)の向上を図るとともに、当協会の情報資産を適正に管理するための情報セキュリティ教育・研修を継続的に実施する。

(※) 情報セキュリティ・リテラシー：“情報セキュリティの取扱い”に関する広範囲な知識と能力のことをいう。

7 適正な業務委託先管理の実施

当協会が業務の全部又は一部を委託する場合には、業務委託先としての的確性を十分に審査し、当協会と同等の情報セキュリティレベルを維持するよう、契約書等に明示します。また、これらの情報セキュリティレベルが適正に維持されていることを継続的に確認していくために、業務委託先への周知及び指導を徹底する。

8 法令などの遵守

当協会は、関係法令などの遵守に加え、当協会が定めた規程、要綱などの遵守・徹底に努め、違反する行為があれば厳しく対処することにより、適切且つ高いレベルでの情報管理に努める。

9 情報セキュリティ内部監査の実施

当協会は、業務の遂行において情報セキュリティに関する法令や当協会が定めた規程、要綱などが遵守され、有効に機能していることを検証するため、定期的又は不定期に情報セキュリティ内部監査を実施する。

また、必要に応じ、情報セキュリティの専門家により、多角的な視点からの外部監査を実施する

10 継続的改善の実施

当協会は、1から9までの取り組みを定期的に見直すことにより、情報セキュリティを継続的に改善する。